

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	廃棄物減量推進課
委託業務名	一般廃棄物(家庭系生ごみ)収集運搬及び堆肥化処理業務
委託業務場所	志賀地域 (小松・木戸・和邇・小野学区)
概要	生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、一般廃棄物 (家庭系生ごみ) を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集、運搬し、堆肥化による再生処理を行うとともに、完成した堆肥の一部を配布する業務。
契約期間	令和 3 年 4 月 1 日 から 令和 4 年 3 月 3 1 日まで
契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
契約金額	36,567,960円
契約の相手方	[所在地] 大津市木戸 1 1 7 8 [名称] 株式会社日映志賀
契約相手方の選定理由	<p>当該業者は、一般廃棄物 (家庭系生ごみ) の収集運搬に必要な設備及び人員を有し、平成 22 年 12 月から旧志賀町区域において当該一般廃棄物の収集運搬を行っており、区域内の集積所の状況などを熟知し、住環境の美化を求める住民の期待に応えることができるとともに、本市における唯一の一般廃棄物処分業者として堆肥化処理に必要な設備及び人員を有し、同月から当該一般廃棄物の堆肥化処理を行っており、委託業務の実施に関し相当の経験を有している。</p> <p>また、本件委託業務は一般廃棄物 (家庭系生ごみ) の収集運搬から堆肥化処理及び完成堆肥の配布までの業務を一貫して実施することでその効率的な実施が可能となるが、当該業者はこれらの業務を一貫して実施することが可能な市内唯一の業者である。</p>
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。